

平成 29 年 6 月 1 日

第 6 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 6 号

平成 29 年 第 6 回 定例会

日時：平成 29 年 6 月 1 日（木）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長	南 新 平
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	田 嶋 幸 三
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	久 住 智 治
教育総務課長	山 崎 克 己
学 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教育指導課長	植 村 洋 司
児童青少年課長	矢 島 孝 幸
教育センター所長	安 藤 彰 啓
真砂中央図書館長	齋 藤 勝 美

「書記」

庶 務 係 長	木 内 実三男
庶 務 係 主 査	中 根 崇

平成 2 9 年

第 6 回教育委員会定例会

平成 2 9 年 6 月 1 日（木）午後 2 時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 田嶋幸三委員

第 1 議事録の承認

議事録第 4 号（平成 2 9 年第 4 回定例会）

第 2 議案の審議

第 2 3 号議案 文京区指定文化財の指定に係る諮問について

第 2 4 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則について

第 3 報告事項

(1) 平成 2 8 年度学校評価の報告について (資料第 1 号)

第 4 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第6回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:00)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席をいただいております。理事者も、全員出席です。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、田嶋委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第4号（平成29年度第4回定例会）

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第4号（平成29年第4回定例会）がお手元にあるかと思えます。事前にご確認いただいておりますが、なお、訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第23号議案 文京区指定文化財の指定に係る諮問について

○南教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は2件ございます。

第23号議案「文京区指定文化財の指定に係る諮問について」です。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第23号議案、文京区指定文化財の指定に係る諮問につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

文京区文化財保護条例第20条では、区指定文化財として指定を行う場合には、あらかじめ文京区文化財保護審議会に諮問することとしております。

本案は、この規定に基づき、区指定文化財候補として、「胞衣塚碑」、掛軸「富士山彌陀三尊二猿」

を諮問するものでございます。

それでは、指定候補の概要をご説明いたします。

初めに、「胞衣塚碑」についてご説明いたします。所在地は文京区根津一丁目 28 番 9 号、こちらは、所有者である根津神社の境内でございます。文京区指定文化財徳川家宣胞衣塚の向かいに位置し、この由来を知ることのできる唯一の現物資料です。そのため、今回、付けたりとして追加指定し、徳川家宣胞衣塚の名称を「徳川家宣胞衣塚付胞衣塚碑」と変更するものでございます。

次に、掛軸「富士山彌陀三尊二猿」についてご説明いたします。所在地は、文京区本郷四丁目 9 番 29 号の文京ふるさと歴史館に寄託されており、所有者は、富士神社でございます。

本資料は、本駒込五丁目にある富士神社から文京区に寄託された富士講資料のうちの 1 点です。富士講の祭壇には、「御三幅」として掛軸を三幅セットで掲げるものですが、ほか 2 点は既に区指定文化財「富士講関係資料」に指定されております。本資料を追加指定し、員数を 21 点から 22 点といたします。

今回の答申につきましては、平成 30 年 1 月ごろを予定しております。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 本件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○小川委員 掛軸はもともと 3 点で 1 つということだったようですが、なぜ、この 1 点だけが今まで外れてしまっていたのかという経緯があれば教えてください。

○教育総務課長 掛軸につきましては、そのほかに、富士神社から何点か寄託されておりました。今回指定する掛軸が、表装がかなり傷んでおりまして、過去に、寄託を受けた時点で展示されたときなどは、別の掛軸を合わせて展示して、3 点という組み合わせでやられていたことが多かったということで、今回諮問する掛軸がその 3 点ではなかったと思われていました。平成 18 年に指定した以降、調査研究が進む中で、今回指定するものと合わせて 3 点セットだということが判明したものですから、今回諮問するものでございます。

○田嶋委員 以前にも伺ったことがあります。これは掛軸や碑等で、我々が文化財として認めた場合、どのようなケアが行われることになるんですか。

○教育総務課長 こちらは、文京区の指定文化財になりますと、こういったものを修繕する場合の経費の 3 割程度を区から補助金として支出することができますので、それで、所有者の方の財政負担の軽減となります。あとは、区報やさまざまな形で、文化資産としての価値を高めていく PR ができるところでございます。

○坪井委員 言葉なのですが、「付けたり」というのは、慣用句でこういう言葉を使うんですか。

○教育総務課長 文化財の指定のときに使う言葉で、メインの指定物に附属してという意味です。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 24 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第 24 号議案「文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 24 号議案、文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正において、年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯などの保護者負担軽減が拡充されたことに伴い、文京区立幼稚園保育料の減額規定について必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正箇所の 1 点目は、第 2 条第 1 項第 10 号でございます。改正内容といたしましては、ひとり親世帯等に該当し、特別区民税の所得割課税の額が 7 万 7,100 円以下となる世帯について、現行は保育料の 5 割を減額しているものを保育料から 3,000 円を控除した額を減額するものに改めるものでございます。

次に、現行の第 2 条第 1 項第 9 号につきましては、第 9 号の対象者が、今回改正する第 10 号の新たな負担軽減措置の対象者に含まれることから、削除し、第 10 号が第 9 号に繰り上がることとなります。

最後に、付則ですが、この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日にさかのぼって適用するものでございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 保育料の 5 割に相当する額から一律 3,000 円に変更になったわけですがけれども、その当初の 5 割に相当する金額というのは大体いくらぐらいなんですか。

○学務課長 5割に相当する金額は、今年度で言いますと、6,000円ということになります。

○清水委員 改正によって控除額が少なくなるということでしょうか。

○学務課長 今年度の保育料が1万2,000円というところで、それを5割減額で6,000円減額していたのが現在でございますが、今度の改正後は、率ではなくて、自己負担額が3,000円という考え方でございます。少し表現がわかりにくいのですが、保育料から3,000円を控除した額を限度とする減額ということです。わかりやすく言うと、保育料は3,000円というふうにご理解いただければと思います。

○坪井委員 文京区で、こういう適用を受ける家庭は全体の何%ぐらいになるのでしょうか。

○学務課長 文京区立幼稚園に通っている保護者でこの該当者は、現在のところいらっしゃいません。ひとり親等で、所得が一定以下ということで、厳密には個々の保護者の所得を全部把握しているわけではないんですが、今年度この減額の申請は受けてないということで、対象者はいないものと考えております。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 平成28年度学校評価の報告について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項(1)「平成28年度学校評価の報告について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第1号によりまして、平成28年度学校評価の結果について、ご報告いたします。

まず、1ページをご覧ください。法改正に基づきまして、文京区教育委員会では、平成20年度より学校評価を実施しております。詳しくはご覧いただければと思います。このたび28年度の各学校の自己評価並びに関係者評価が、学校評価報告として各校・園長より提出されたということを受けてまして、ご報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。平成22年度には、各学校からの学校評価報

告とともに、区全体の状況を把握するための参考として、学校関係者評価に区共通項目を策定いたしました。さらに25年度からは、ここにもありますとおり、区共通5項目について、学校関係者評価委員会としての総合評価を行っておりまして、その結果を一覧にしております。

幼稚園でございますが、26年度から3年間全ての項目がAという状況になっております。小・中学校についても、おおむね満足できる状況にあると読み取れます。

小学校において、1の「重点目標が適切である」の項目の評価が高くなっているということ。3の「自己評価の分析が適切である」につきましても、成果や課題についての分析や解釈がなされていると捉えております。

中学校でございますが、特に5の「学校関係者評価のための資料は適切である」というところが増加をしております。あとはご覧いただければと思います。

続きまして3ページをご覧ください。この資料は、それぞれの学校が評価項目として重点に上げている項目を延べ数で示しております。例えば小学校であれば、「学力向上」は、20校中20校その項目を上げている。以降、「豊かな心・人間性・感性の育成」を重点としている学校が17校という形で見いただければと思います。

幼・小・中学校ともに、上位の項目はおおむね昨年度と同じような状況になっております。

特徴的なところで、幼稚園で、「教職員連携」が、昨年に比べて増加しているのと同時に、「チーム力」という言葉を多く使っているということが今年度の特徴でありました。

4ページをご覧ください。横向きのページになっております。24年度までは、学校関係者評価委員会で行ってございました区共通10項目を、保護者アンケートのほうに25年度から移しまして継続実施をしているものでございます。なお、幼稚園だけ、質問項目数が11となっておりますが、この質問項目11は、文京区基本構想実施計画の子育て支援の充実の成果指標となるということで盛り込んでおりますので、幼稚園のみ11となっております。

幼稚園については、ご覧いただいたとおり、肯定的な評価が多くなっております。昨年度に比べて、ほぼ全ての項目で「とてもあてはまる」が増加しております。

小学校につきましても、おおむね満足いただいている状況です。昨年度に比べると、全ての項目で「とてもよくあてはまる」が増加しております。

中学校につきましても、おおむね満足いただいている状況ではありますが、昨年度と比べると「とてもあてはまる」の数字はやや減少しているところですが、「とてもあてはまる」と「まああてはまる」を足しますと、ほぼ全ての項目で80%を超えて、例年どおりの状況と見られます。

幼・小・中共通の視点で幾つかご紹介いたします。まず、項目の10でございますが、「教職員の挨拶や対応」については、高い評価を得ているところがあります。また、項目1の「教育活動に満足」というところも9割または9割以上のよい評価を得ております。

項目2の「学校が楽しいと感じている」ということについても、よい評価を得ていると分析できます。

今後の課題ということで、項目の6でございます。「学校で起きた問題に対して、素早く適切な対応」について、若干数字が低い。または「わからない・無回答」というところが、小・中学校のほうで、これも例年の傾向ではございますが、あるという部分について、課題と受けとめております。

続きまして、5ページから最後の12ページでございます。この部分は校種ごとに、「肯定的な意見」と「改善に向けた意見」という形で、それぞれ文章の抜粋、参考ということで添付しております。

特徴的なところで何点か触れさせていただきます。5ページをご覧ください。幼稚園の「肯定的な意見」でございます。一番上の「家庭・地域との連携」の1つ目、3つ目、4つ目、6つ目では、保幼小中の連携であるとか、地域の盲学校との交流という視点が肯定的に見ていただいています。3つ目の「・」の後段ですが、「子ども達も喜んで楽しみにしており今後も継続していきたい」というお声もいただいております。

上から4番目の項目の「心と体の育成」の一番下でございますが、「オリンピック・パラリンピック教育や運動能力の向上、インクルーシブ教育の推進をしっかりと取り組んでいる」というご意見もいただいております。

6ページです。幼稚園の「改善に向けた意見」というところでございます。3つ目の「安全・安心な園づくり」の3つ目の「・」でございます。「幼児は大人が気を付けていても一瞬でケガをするときがある。安心安全な取組とともに、たくましさを育み、保護者にもその重要性を啓発していく視点に加えてほしい」というお声もいただいております。

7ページです。ここは小学校の「肯定的な意見」でございます。「学力向上」の欄の下から3つ目の「・」のところでございます。「全室電子黒板の導入により子どもたちは電子黒板を通じて勉強の仕方や面白さを学び始めたと思います」という意見をいただいております。

また、「家庭・地域との連携」の上から3つ目のところで、「学校支援地域本部がPTAと協力して、児童の情操教育のために親子講座を開催している。出前授業等の講師人材を探してくれるので有難い」というお声もいただいております。

8 ページです。ここも「肯定的な意見」の続きでございますが、一番上の「豊かな心・人間性・感性の育成」の一番上のところでございます。これは縦割り班のことだと思いますが、「『なかよし班』の活動等の異学年交流や特別支援学級との日常的な交流がなされ、温かい人間関係が育まれている」という声をいただいております。

9 ページ目でございます。ここは小学校の「改善に向けた意見」でございます。「豊かな心・人間性・感性の育成」の欄の上から6点目、「自分の気持ちを正しく伝えることができないために誤解を生じ、トラブルになることが多い。指導者が気持ちを聞き出したり、児童が互いに気持ちを認め合ったりすることが大切である」という視点もいただいております。

10 ページ目です。これも、「改善に向けた意見」でございますが、一番上の「健康・体力の保持増進」の欄の上から2点目の「・」です。「生活様式や外遊びの時間の変化などの要因があるが、家庭と連携を図り、体力向上プログラムの実践を推進してもらいたい。家庭教育の重要性を保護者が認識できないと学校の取り組みが半減する」という視点もいただいております。

11 ページです。ここは中学校の「肯定的な意見」でございますが、「学力向上」の欄の一番上の「・」は、「『授業がわかりやすい』の設問に対して、生徒の肯定的な数値が80%を超えているというのは、学校の研究の成果が反映されていると裏づけされる」というご意見をいただいております。一番下の「信頼される学校づくり」の欄で、「先生方の熱心な指導・対応により、生徒は昨年度以上に学校行事に取り組み、充実感と達成感を感得することができた。また、保護者も非常に満足していることが感じられる」というお声をいただいております。

最後12ページ、中学校の「改善に向けた意見」のところですが、一番上の「学力向上」の一番上の「・」ですが、「学習を苦手と感じている生徒や『授業が分かりやすい』の設問で肯定的な評価が得られなかった10%の生徒に対しての底上げの対応を行うこと」という視点もいただいております。

代表的な意見の抜粋、保護者アンケートの結果等の学校評価報告を受けまして、教育委員会として学校支援に向けた手だてを今後考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 多分毎年説明を受けていると思いますが、どういう形でこの学校評価をやるのか、手続を教えてくださいませんか。

○教育指導課長 まず、大きくは2つありまして、1つは、学校自身、各学校の教職員において、その年度の教育活動はどうであったかという自己評価を行います。それを踏まえ、学校のことをよ

く知っている保護者や地域の方を構成員とする学校関係者評価委員会で、自己評価の結果等も示し、学校関係者評価ということでご意見等をいただき、先ほどの共通項目を点数化して、評価していただくという流れとなっております。今回、この点数とコメントいただいているものをこういった形でまとめているところでございます。

○坪井委員 評価委員会の中には保護者と地域関係者以外に研究者なども参加されているんですか。

○教育指導課長 学校関係者評価委員会のメンバーにつきましては、校長のほうが選定してということで、特段、教育の専門家、学識経験者であるとか、そういった者を入れなければならないとはなっていないので、地域や保護者の方が中心です。ただ、その中にも教育について専門性をお持ちの方も文京区には当然いらっしゃいますので、そういった視点では、評価していただいているというふうに認識しております。

○清水委員 保護者アンケートの回収率というのはどのくらいなんですか。

○教育指導課長 今、手元に、学校ごとの数値がないのですが、おおむね8割ぐらいは回収していると伺っております。

○清水委員 いいですね、8割というのは。自己評価、非常に点数はいいんですけども、それで満足してはいけないうのかなということで、当然外部評価が必要になってくるわけです。今のお話ですと、学校関係者評価委員会からの外部評価と保護者アンケートはまた別な意味での外部評価ということで、それで改善を促していくということかと思えます。その成果が目に見えるような形で、またご教示いただければと思います。

○南教育長 そのほかございますでしょうか。

○坪井委員 これは評価委員会の構成そのものの問題だろうと思うので、すぐ答えていただく必要はないんですけども。外部評価という意味で、保護者と地域関係者だけでいいんだろうかという疑問が少しあります。ここではなくて、たしか教育施策を論ずる場所には教育関係者、研究者が入っていたものもあったと思います。今、あちこちで第三者評価が行われるときに、関係者だけではなくて、純粋中立的な第三者、研究者であったり、教育専門家が入ることが必要なんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○教育指導課長 まず、根拠法令になりますが、学校教育法施行規則の中で、自己評価公表というのが実施義務ということで、法令上、各学校の教育職員が自己評価を行うことは実施義務と位置づけられております。本区でも行っております学校関係者評価及び公表につきましては、同じく学校教育法施行規則の中では、法令上は努力義務という位置づけになっておりまして、本区においては

それを行っているということでございます。

今のご質問は、多分第三者評価ということだと思います。現時点の法令上は実施義務、努力義務というのは特に明示はされてございません。ただ、委員おっしゃるとおり、さらに専門的な視点も含めながらというのが第三者評価の位置づけだと思いますので、今後の検討課題と認識しております。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、報告事項は以上でございます。

第4 その他の事項

○南教育長 その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉 会」

○南教育長 それでは、第6回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14:29)

平成 29 年 6 月 1 日

議事録署名人

教育長

委員